

西条市告示第 6 0 号

地方自治法（昭和 22 年政令第 16 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の収納の事務を行わせる者を指定し、及び当該事務の委託をしたので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

西条市長 高橋 敏明

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称
公益社団法人 愛媛県シルバー人材センター連合会
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
愛媛県松山市一番町一丁目 14 番地の 10 井出ビル 3 階
- 3 委託した公金事務に係る歳入等
西条市手数料条例（平成 16 年西条市条例第 55 号）に規定する次に掲げる手数料
 - (1) 住民票の写しに関する証明書交付手数料
 - (2) 印鑑に関する証明書交付手数料
 - (3) 土地建物に関する証明書交付手数料
 - (4) 公租及び公課に関する証明書交付手数料
 - (5) 公簿の写しに関する証明書交付手数料
 - (6) 図面の写しに関する証明書交付手数料
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 歳入等の公金事務を委託した日
令和 7 年 4 月 1 日